

〈施策評価〉

資料 1-5

目標6 すべての子どもが、自分らしく生きていくことができるまち

施策21 障害児支援の充実と医療的ケア児の支援体制の整備

施策目標 (令和12年度の姿)	○障害児が、乳幼児期から学校を卒業(18歳まで)するまで切れ目のない支援(療育等)を身近な地域で受けられ、安心して生活をしています。 ○就学前から学齢期までのライフステージに応じて、医療的ケア児に対する支援が切れ目なく適切に行える環境が整っています。
--------------------	--

		令和5年度目標	令和5年度実績	目標値(令和12年度)
成果指標	療養が必要な未就学児の区内事業所通所率	95.0%	93.9%	100%
	保育所等への訪問支援件数	350件	472件	450件
	重症心身障害児対応型放課後等デイサービス事業所利用者数	40人	45人	85人

【所管による自己評価】

施策の成果	児童発達相談係は、令和6年3月にウェルファーム杉並に移転し相談業務を1か所に集約したことにより、機能的に相談業務を実施することが可能となり、初回面談までの期間短縮など、乳幼児親子がより相談しやすい環境が整いました。療育支援が必要な児童を身近な地域で速やかに療育先につなげるため、児童発達支援事業所に区独自の運営助成を行い、区内の障害児等の療育枠の確保に努めました。こども発達センターでは児童発達支援事業を利用する子どもの保護者に対し、講演や体験型の講座(3講座)を開催し、発達課題の理解促進に取り組むとともに、支援者向けに摂食・嚥下の支援力向上を図る講座を開催しました。 重症心身障害児放課後等デイサービスにおいて、医療的ケア児を受け入れるための看護師を人員基準以上に配置する場合の人件費補助を区独自に行い、区内3事業所が活用しました。 学齢期の発達支援事業では、発達支援を必要とする児童のニーズに対し支援先が不足しているため、公募により新規の委託事業所を1所増やし、発達障害児支援の充実に努めました。 医療的ケア児の新たな相談支援体制として、令和5年4月から医療的ケア児等コーディネーターを配置するなど、医療的ケア児の実態把握やきめ細やかな相談、福祉サービスを利用するケースを相談支援専門員につなぐ仕組み等について、一層の充実に図りました。
改善・見直しの方向(中長期)	今後の施策の方向 ● 拡充 ○ サービス増 ○ 現状維持 ○ 効率化 ○ 縮小・統廃合
	今後の進め方 児童発達支援及び放課後等デイサービスについて、計画的に事業所の開設を進めることで、療育支援が必要な児童が身近な地域で速やかに療育先につながるよう、区内の受け入れ枠数の拡大を図ります。重症心身障害児放課後等デイサービスについて、新入生の利用見込み等のサービス需要に対して計画的に事業所の開設を進めていき、医療的ケアが必要な重症心身障害児等が安心して過ごすことができる放課後等の居場所の確保を図ります。 中学生以降の放課後の居場所の確保について、児童青少年課、特別支援教育課など関係各課と連携を図りながら、令和8年度の事業実施に向けて準備を進めていきます。 こども発達センターでは、地域の保育園等に対して障害に対する理解の増進や困難事例に対する助言を適切に行う人材を育成するため、外部講師による事例研修を計画し、支援力向上に取り組めます。また、地域における障害児支援の質の向上を図るため、区内の児童発達支援事業所を訪問し、支援技術の向上に資する助言を行う研修を実施します。 医療的ケア児の相談支援では、併行通園の実施にあたり、障害に応じた保育園への支援や通園先の確保、相談の一層の充実が必要であり、関係部署(保健センターや保育課)と連携しながら、専門的な療育を提供する体制整備を図ります。

【外部評価】

施策内容への評価	施策は、受け入れ施設を増やす、これに伴う支援の質の確保という2点が具体的な目標であると考えます。前者については、目標数字を記載できるのであれば、記載する、後者についてはどのようにするかを記載すれば、区民に分かりやすいと思います。わかばのような相当高度な専門分野でかつ利用者数が極めて少ない状況の施設運営について、杉並区単独で今後もやっていくのか、他の区との共同運営、東京都に委ねる等再考の余地は大いにあると思います。この予算を施策の受け入れ施設増に活用することの方が、利用者の観点からは相当程度のメリットがあるように思います。
今後の施策の方向 (中長期)	<input checked="" type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小・統廃合
評価表の記入方法 などについての評価	施策を構成するのは、1. 未就学児の療育体制の充実2. 学齢期の障害児支援の充実3. 地域における医療的ケア児の支援体制の整備であるので、これに対応する成果指標としては、1. は今のままでいいとして2. は放課後等デイサービス利用率3. は医療的ケア児の受け入れ施設数とかでは、ないでしょうか。
施策を構成する事務 事業についての意見	260障害児通所給付について、要望の満足度として支給決定者数/相談者数、支給の迅速性は必要だと思いますので、相談日から支給日までの日数を指標とするのはいかがでしょうか。給付というゴールまでつながった数を重視するなら、支給決定者数のうちサービスを利用した人数/相談者数。他は、絶対数ではなく利用率、活用率のような割合表示がいいのではないのでしょうか。そうでない場合、前年比率とか目標率。目標率の場合は、目標値の根拠が必要になるでしょう。看護師を含め専門職の充実を図っている事務事業については、その数を指標に取り上げた方がいいと思います。施設利用、サービス利用について、基本待機がないとのことでしたが、それを指標に取り上げた方がいいと思います。

【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針	<p>【施策内容への評価】 施策の目標設定について、「受け入れ施設を増やす」点については、計画改定後(R6年度～R8年度)の成果指標において、未就学児の療育体制の充実を図る指標として「児童発達支援事業を利用している未就学児のうち、区内の事業所に通所している割合」を、学齢期の障害児支援の充実を図る指標として「重症心身障害児対応型放課後等デイサービス事業所利用者数」を目標数字として記載しております。</p> <p>「支援の質の確保」の点については、成果指標への記載は難しいと考えておりますが、施策の成果や今後の進め方の中で、こども発達センターの地域支援力向上の取組等、障害児支援の質の確保・向上に係る取組状況について、事務事業評価の取組成果欄において記載するなど、今後も区民に分かりやすく伝わるよう取り組んでいきます。</p> <p>わかばについては、現状では重症心身障害児の通所施設の担い手として民間事業者の確保が難しい場合もあることから、身近な地域で未就学の重症心身障害児等が療育を受けられる環境を確保するセーフティーネットとして、区立施設による運営を行っているところです。今後につきましては、保育所等でのインクルージョンを推進していくための保育所入所前後の療育支援や保護者の就労等による預かりニーズへの対応など、医療的ケアが必要な重症心身障害児の療育と保育(長時間の預かり)の機能を兼ね備えた通所施設として運営していく中で、引き続き利用状況等を確認しながら今後の運営方法について研究してまいります。</p> <p>【評価表の記入方法などについての評価】 計画改定後(R6年度～R8年度)の成果指標について、施策を構成する実行計画事業に対応する指標に見直しを行いました。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 児童発達支援事業を利用している未就学児のうち、区内の事業所に通所している割合2. 重症心身障害児対応型放課後等デイサービス事業所利用者数3. 医療的ケア児の通園、通学等施設数(か所) <p>【施策を構成する事務事業についての意見】 迅速にサービスにつなげることは、区民サービスの給付の視点では有効と考えております。ただし、公費によるサービス支給の要否と必要な支給量について適切に判断し、サービスが必要な子どもに適切にサービスを支給決定することが障害児通所給付における必要な活動と考えていること、また、相談を受けた方を全員サービスにつなげるのではなく、引き続き発達相談を行うことによる伴走型の支援もまた重要であると考え、家庭支援を行っていることから、発達相談から支給決定までの日数は指標としての位置づけは行っておりません。</p> <p>今後、新規事業による事務事業評価シートの作成にあたっては、委員よりいただいた意見を踏まえながら、各事業の目的・目標を評価するための絶対数や利用率等の指標を適切に設定してまいります。</p>
------	--